

第4次古賀市総合振興計画後期基本計画検討会議要綱

平成28年4月1日

告示第86号

(設置)

第1条 第4次古賀市総合振興計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定するにあたり、幅広く意見聴取を行うため、第4次古賀市総合振興計画後期基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、後期基本計画の策定に係る意見の提出に関することとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員25名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 検討会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第4条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。